

協働戦略の策定に向けた作業計画

平成 21 年 8 月 10 日
総 会 決 定

円卓会議は、平成 22 年春頃を目途として、最初の「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」（以下、「協働戦略」という。）を策定することとし、「協働戦略の策定に向けた当面の審議方針について」（平成 21 年 3 月 24 日総会決定）及び以下の作業計画に基づき、策定に向けた審議を行う。

協働戦略は、主に、i) 目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿と、ii) その実現に必要な課題の解決に向けた、各主体の行動計画から構成されるものとする。

1. 目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿

総合戦略部会は、以下に示す大枠をもとに、今後の行動計画の検討状況も踏まえながら、目指すべき社会の姿について更なる検討を行い、平成 22 年春頃を目途に総会に協働戦略の案を報告する。

（1）目指すべき安全・安心で持続可能な社会

全ての人々が基本的権利・欲求を満たすことができ、現在世代と将来世代の生活の質を共に向上させていく社会。また、そうした社会の実現のプロセスに、課題にかかわる全ての組織や個人が参加し、責任ある行動や選択を行う“新たな公”の構築。

（2）実現すべき価値

1. 基本的権利・欲求を充足する豊かな社会

全ての人々に、住居と教育、働く機会と公正な労働条件等が保障され、誰もが安心して健康で文化的な生活を送り、自己実現への挑戦ができる社会。そしてそれを支える持続可能な経済社会。

2. 個性や多様性の尊重と社会的連帯

多様な価値観や生き方が尊重され、受け入れられる社会。個性や多様性

が育まれ、支え合う中で、ともに学び、働き、暮らす社会の形成。

3. 環境・経済・社会の統合的向上

全ての経済活動や社会活動の基盤・制約としての環境への配慮。とくに、気候の安定、生物多様性の保全、持続可能な資源利用、循環型社会の構築など。

4. 国際社会への責任

地球規模での不均衡を是正し、持続可能な発展に貢献すること。世界から尊敬され親しみを持たれる国になること。

(3) 実現のために必要な条件

1. 課題にかかわる全ての組織や個人の参加と協働

課題にかかわる全ての組織や個人が、安全・安心で持続可能な社会を実現するローカル・グローバルなプロセスに参加し、協働すること。対話を通じ実現すべき価値や情報を共有し、協働による課題解決に向けた社会的合意形成に参画するとともに、それぞれが責任ある行動や選択を行うこと。

2. 人々のつながりと支え合い

コミュニティにおいて、多様な人々がつながり、助け合い、支え合うこと。

3. 信頼性のある公正な市場環境の整備

責任ある取組を行っている組織が消費者や投資家に正当に評価されるような、信頼性のある公正な市場環境を整備すること。

4. 人材の育成と知識の蓄積

現代社会の中で自分らしく生き、責任ある行動や選択を行うことができる市民を育成すること。また、そうした市民の行動や選択に必要な、社会や環境についての実践的な知識の蓄積を進めること。

5. 国際社会との連携

グローバル社会、アジア、東アジアのそれぞれのレベルで、諸外国と実現すべき価値を共有し、国際的なルールの下、連携して課題解決に向けた

取組を進めること。

2. 各主体の行動計画の策定に向けた検討

総合戦略部会は、以下の各課題について、協働に向けた各主体の具体的な役割や実施時期、政府への提言等を記した行動計画を取りまとめる。また、それ以外の課題についても、総合戦略部会として必要性を認める場合、新たな課題として取り上げ、行動計画を取りまとめる。

行動計画の審議に当たって、総合戦略部会は、原則として課題ごとにワーキンググループを設置する。各ワーキンググループは関係主体の間で具体的な検討事項や検討の進め方について合意が得られ次第、順次設置する。また、行動計画のうち、必ずしも全体の合意を要せず実行することができる項目については、協働戦略の取りまとめを待たず順次取組に着手する。

1. とともに生きる社会の形成

性別、世代、民族、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての人々がやりがいのある仕事と充実した生活を両立させ、自らの意思で多様な選択が可能となる社会、また、「いのち」を相互に尊重し、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会の構築を目指し、多様な主体の協働のあり方について検討する。

(検討事項の例)

- ワーク・ライフ・バランス社会の形成に向け、政労使の議論を踏まえながら、これをさらに多様な主体で共有・拡充する取組
- 人的多様性配慮型社会の形成に向け、協働のあり方について検討
- 国内外の取組事例の収集・分析・共有

2. 地球規模の課題解決への参画

地球や人類の持続可能性や安全を脅かす環境破壊や貧困などの地球規模の課題を解決するためには、私たち一人ひとりが、世界の現状について知り、自身の生活との繋がりについて考え、それぞれの立場でアクションを起こしていく必要がある。そこで、国内の消費者や労働者、経営者や投資家の眼を地球規模の課題に向けさせ、その解決に参画していくための身近な糸口を提供する方策を、国際的な視点から検討する。

(検討事項の例)

- 地球環境問題の解決に向けた協働のあり方の検討
- フェアトレードで考える世界との繋がり
- 子どもの健全な成長と教育を妨げる児童労働に眼を向け、行動する
- ミレニアム開発目標達成に向けた貢献
- 国内外の取組事例の収集・分析・共有

3. 持続可能な地域づくり

福祉，教育，環境，子育て支援，農林水産，観光など市民生活の多様な分野で，地域の人材や資源を最大限に活用し，地域内での経済循環を促すことで，最適なサービスを供給し得る体制を地域主導で確立できるよう，多様な主体の協働を進めるために，協働を促進する基盤や阻害する各分野における要因を分析し，その結果にもとづいて協働を担う主体となる各分野での人材育成を進める。

(検討事項の例)

- 各地域で「持続可能な地域づくり」に向けたシナリオの検討
- 地域資源の活用と循環経済の構築への、多様な主体の協働
- 地域の環境や文化を守り・育む人材育成と課題解決および経験・交流の場づくり
- 国内外の取組事例の収集・分析・共有

4. 人を育む基盤の整備

多様な主体の協働により，持続可能な社会を支える人材を育む基盤整備を推進する。特に，消費者，労働者，経営者，投資家などそれぞれの立場で，他者や社会に配慮し，責任ある行動や選択を行うことができる市民を育成するため，環境教育，開発教育，消費者教育，金融教育，地域づくり教育など各分野にわたって総合的な市民教育を展開する。

(検討事項の例)

- 各分野に共通する基礎的な市民教育のあり方の検討
- 消費者市民教育など個別分野の市民教育のあり方の検討
- 参加型・体験型の教育プログラムの企画・実施
- 「国連持続可能な開発のための教育の10年」に係る取組との情報共有や連携
- 国内外の取組事例の収集・分析・共有

3. 協働戦略の策定に向けて留意すべき事項

(1) 更なる検討事項

以下の点については、今後の審議の中で更なる検討を行う。

- ・ 上述の社会像の実現及び各行動計画の実施は、それぞれいかなる時間軸で考えるべきか（短期，中長期）。
- ・ 各行動計画は、社会像の実現の過程において、個々の価値や条件と具体的にどのように位置づけられるか。

(2) 地域とのかかわり

円卓会議は、協働戦略の策定の過程で、地域の各主体との対話を進める。また、各地域で実践されている円卓会議と同趣旨の取組との交流を図るとともに、その他の地域に対しても、こうした取組の意義の周知に努める。

(3) その他

本作業計画は、社会情勢の変化などに鑑み必要がある場合、適宜見直しを行う。